広島市監査公表第18号 令和7年6月4日

 広島市監査委員
 古
 川
 智
 之

 同
 井
 戸
 陽
 子

 同
 定
 野
 和
 広

 同
 石
 田
 祥
 子

## 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

## 1 監査の対象

(1) 対象局部課等

道路交通局 用地部

道路 部 道路計画課

道路課

街路課

区 役 所 (中、西、安佐北)

市 民 部 地域起こし推進課

(中、東、南、西)

建 設 部 維持管理課

地域整備課

(安佐南、安佐北、安芸、佐伯)

農林建設部維持管理課

地域整備課

広島高速道路公社

#### (2) 監査の範囲

令和6年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。 ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。 また、財政援助団体等にあっては、出納その他の事務とした。

# 2 監査の期間

令和6年11月8日から令和7年5月14日まで

# 3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあっては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

### 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして

監査した。

# 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。